

富山県認定リサイクル製品・エコ事業所を大募集！

県では、循環型社会づくりに向け、14年度から「富山県リサイクル認定制度」により、廃棄物を利用したリサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を認定しています。

このたび、26年度後期の公募を次のとおり行いますので、奮ってご応募ください。

（平成23年度に認定されたリサイクル製品・エコ事業所の更新についても、同時に受け付けます。）



富山県リサイクル認定
シンボルマーク

1 応募方法

所定の申請書により、平成26年11月10日(月)から12月12日(金)までに、富山県環境政策課へ応募してください。申請書は、富山県環境政策課のホームページからダウンロードできます。

2 対象

○リサイクル製品

原則として県内で発生する廃棄物を使用し、県内で製造加工されるリサイクル製品

○エコ事業所

廃棄物の減量化や循環的利用など、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組んでいる事業所

3 認定方法

「富山県リサイクル認定事業実施要綱」に基づき、学識者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」の意見を聴き、知事が認定します。

4 認定の有効期間

3年間

※ なお、期間中であっても、認定基準に適合しなくなった場合には、認定を取り消すことがあります。

5 認定を受けると・・・

県がホームページ等でPRするほか、

○リサイクル製品

認定証が交付されるほか、製品に「富山県認定リサイクル製品」の表示を行うことができます。

○エコ事業所

認定証と認定銘板が交付されますので、認定銘板を掲示することにより、環境に配慮する事業所としての姿勢をアピールすることができます。

お問い合わせ先

○ 富山県生活環境文化部環境政策課 (〒930-8501 富山市新総曲輪1-7)

電話：076-444-9618 FAX：076-444-3480

＜ホームページ：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014837.html＞